

国際司法裁判所ではじまつた

核兵器裁判

松井 康浩

提訴

国連の専門機関である世界保健機構（WHO）は、昨年五月の総会において、核兵器の使用が国際法に違反するかどうかについて国際司法裁判所の勧告的意見を求め決議した。同裁判所は、昨年九月にこれを受理し、WHO加盟の一八二カ国政府に対し、これについての意見を本年六月一〇日までに国際司法裁判所に提出するよう通知を発した。日本政府は、外務省の条約局と総合外交政策局で右陳述書を提出すべきかどうかを含め陳述書の内容について検討に入っている。

六月一〇日は遠くない。外務省が被爆国の政府にふさわしく、広島、長崎、ビキニの被爆の実態をふまえ、その国際法違反性を陳述書にまとめて提出するよう要請しなければならない。

運動を広げるために

鈴木沙雄

私の前職は朝日新聞記者で、一九七五年から八六年にかけて論説委員をしていた。平和運動を担当したのは、この期間で、当時は七七年の「被爆の実相国際シンポジウム」、七八年の第一回国連軍縮特別総会などを通じて、核廃絶への国民的关心と活力が上昇を続けていた。

けれども、どうしたらこういう意識層の民意をより広汎なものとができるか、という課題は私の念頭を去らなかつた。政府職員は国費で生活を保障され、情報を収集するプロ集団だが、運動の側は手弁当のパートタイマーだから息切れがする。日本には欧米のよう他方、欧米核保有国では、有識者も多数の国民も、核戦力を保有動の伝統がないのである。な教会を拠点とする日常的な社会活動の伝統がないのである。

さて、一昨年の「国連環境開発会議」を通じて、私は、グローバルな難問を解決しようとする国連事務当局の手法は、したいにうまくなくなりつづあると感じている。その手法は次の通りである。

WCPと英米仏の妨害
国際司法裁判所へ核兵器の使用とその使用の威嚇が国際法に違反するとの勧告的意見を求める運動（ワールド・コート・プロジェクト）は、一昨年から反核国際法律家協会（IALANA）、核戦争阻止国際医師の会（IPPNW）、国際平和ビューロー（IPB）の共同で推進してきた。この三団体は何れも国連NGOであり、IALANAはノーベル平和賞を受賞したショーン・マックブライ特の遺志を継いで、国際司法裁判所の所在地ハーブに本部を置いている。IPPNWとIPBは何れもノーベル平和賞受賞団体である。

私はIALANAの総会において、WCPを起こしても国際司法裁判所が私達の期待する判決を出しかどうか不安である。したがって、ALANAはノーベル平和賞を受賞したショーン・マックブライ特の遺志を継いで、国際司法裁判所の所在地ハーブに本部を置いている。IPPNWとIPBは何れもノーベル平和賞受賞団体である。

原爆裁判の先例
核兵器使用についての司法判断については一九六三年の東京地方裁判所の先例がある。アメリカが広島、長崎に投下した原子爆弾は国際法に違反するとのこの判決は、世界の国際法学会に紹介され、高い評価を得ている。

右判決は、原爆の巨大な破壊力は必然的に無差別爆撃になるから、これを禁止する国際法に違反し、

てその運動過程こそ核兵器を廃絶するうえで重視されるべきであり、国際世論を高揚しなければ、よい判決もえられないであろう、と述べたのであるが、案の定、英米仏は強烈な妨害行動に出た。

すなわち、昨年一月の非同盟諸国が国連総会第一委員会（軍縮）に提出した「核兵器の使用とその威嚇が国際法に違反するかどうかについて国際司法裁判所の勧告的意見を求める」議案は、遂に採決をさせなかつたのである。核に依拠してその主張と利益を貫徹しようとすると核保有国は、核兵器に違法の烙印が押されないように強い妨害をするであろうことは容易に察せられる。

その被害のむごたらしさと持続性するうえで重視されるべきではないとする国際法に違反すると宣言した。国際司法裁判所にも、この論理は当然通用するであろう。

私達のとりくみ

日本政府の核政策は、被爆者援護法の制定については、他の戦災者との均衡を失し、かつ戦争被害は受任すべきであるといい、核兵器廃絶については、アメリカの核に依拠して日本の安全を守るといふものである。

核によって核から守るという論理は、人類と核とは共存しないことが証明されている今日、それが自体自己矛盾である。この論理が限りない核軍拡競争を惹起し、遂にソ連は崩壊し、アメリカは巨額の債務国に転落し、世界は大不況となつたことを忘れてはならない。核戦略体制を平和産業体制に転換すれば、飢餓と貧困は解消し、世界に平和と繁栄がもたらされることは必定である。国際司法裁判所に提訴されたこの機会に核廃絶の努力を一段と高めよう。

（反核関東法律家協会会長・協会理事）

大国主導とならぬよう、学識経験者で各國政府から独立した国際的に権威ある委員会を組織し、報告書で問題解決の理念と具体的なガイドラインを設定する。各國政府に根まわしを重ね、「世界会議」、場合によっては「地球サミット」を招集して、原則に合意をとりつけ、一方でNGOの参加を奨励し、政府間会議に圧力をかけ、さらに各国内で情報公開と参加により、ガイドラインの方向に進むよう促す、というものである。

こういう手法の最初の試みは、南北問題に関するプラント委員会で、一九八〇年に報告書「北と南—生存のためのプログラム」を提出、南北の相互依存の深まりを強調した。その提言で八一年に「南北サミット」が開かれたが、米国のレーガン政権は「南」の主張する「包括交渉」（GN）に応ぜず、進展はなかつた。

次は八二年の第二回国連軍縮特別総会に向けてパルメ委員会が提出した『共通の安全保障』である。しかし当時、米国はじめ西側諸国政府は、新型中距離核戦力配備に夢中になつていて、抑止を超えてよとする発想に耳を傾けようとは

しなかつた。その後ソ連のゴルバチョフ政権が八五年八月六日から始めた核実験の一方的停止に生かされたと思う。

ちなみに、この時の西欧の反核運動は東欧にも浸透し、民衆の内発的運動を促して、その後の東欧民主主義革命の受け皿を用意したのだと私は考える。

三番目がブルントラント現ノルウェー首相を委員長とする「環境と開発に関する世界委員会」で、八七年に『われわれの共通の未来』を提出した。これを台本に九一年六月、リオデジャネイロで国連環境開発会議を開き、「リオ宣言」やその行動計画である「アジェンダ21」などを採択した。そのキーワードは「持続可能な発展（開発）」で、究極的には大量生産、大量消費、大量廃棄の経済的・社会的システムを組み替えるという発想を含んでいる。それが、百一カ国首脳が出席した「地球サミット」で採択されたのであった。

NGOの参加は、第一回国連軍縮特別総会で本格化したが、リオの国連会議には八百の団体が集まり、その後の動きも活発である。

（共摂園女子短大教授・協会評議員）